

宅地建物取引業者免許証再交付申請書

1. 免許証の再交付

免許証を亡失・滅失・汚損・破損した場合は、「免許証」の再交付申請をして、再交付を受ける必要があります。

2. 再交付申請の手続き

(1) 申請場所

高松市番町 4-1-10 県庁東館 7 階

香川県土木部住宅課 総務・宅地建物指導グループ TEL (087) 832-3582 (直通)

(2) 提出書類等 (提出部数は 1 部)

- ① 宅地建物取引業者免許証再交付申請書 (様式第 3 号の 3)
- ② 亡失又は滅失を理由とする場合は、紛失届を添付してください。
- ③ 汚損又は破損を理由とする場合は、その汚損又は破損した免許証を添付してください。

(3) その他

- ① 再交付後、亡失した免許証を発見したときは、香川県知事に返納しなければなりません。
- ② 更新時に免許証を紛失している場合は、再交付申請書にかえてその旨の始末書を添付してください。

3. 免許証の交付

(1) 交付場所

申請場所に同じ

(2) 持参物

- ① 交付通知ハガキ

区分	チェック項目	チェック
申請内容	台帳内容との確認 (□商号又は名称、 □代表者、 □所在地)	□
	再交付理由の記述の有無	□
添付書類	□亡失・滅失 紛失届の有無	□
	□汚損・破損 現在交付されている「免許証」	□

